

公告第296号
平成30年2月28日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 正村 一郎



◎平成30年度任意継続被保険者の標準報酬月額と保険料について

共同通信社健康保険組合の被保険者だった方は、退職後も任意継続被保険者として健保組合に2年間残ることができます。任意継続被保険者の平成30年度標準報酬月額を560,000円に設定しましたので、お知らせします。

健康保険料率は1,000分の77、介護保険料率は1,000分の9です。保険料(月額)は下記のとおりで、全額、自己負担です。

記

健康保険料(月額)	43,120円
介護保険料(月額)	5,040円
合 計	48,160円

(注)

退職前(キャリアスタッフ契約終了を含む)の標準報酬月額が560,000円より高い場合は、任意継続被保険者としての標準報酬月額を560,000円として保険料を計算します。

退職前(キャリアスタッフ契約終了を含む)の標準報酬月額が560,000円より低い場合は、退職前の標準報酬月額を基に保険料を計算します。

以上